

本所併設型事務所のご紹介

法テラス群馬法律事務所



群馬弁護士会会員

佐藤 健介

Sato, Kensuke

I 本稿の目的

今回は、法テラス法律事務所のうち、本所併設型事務所でのスタッフ弁護士の仕事を紹介させていただきます。

法テラスの地方事務所は、全都道府県の各都道府県庁所在地に置かれています。本所併設型事務所は、地方事務所に併設の法律事務所ですので、県庁所在地に置かれています。

私は、岐阜市で1年間の養成を受けた後、名古屋市に3年、そして前橋市に1年半（本稿執筆時）ほど赴任しています。地方と都会との両方の都市部のスタッフ弁護士を経験しておりますので、その経験に基づき、両者の違いなども紹介いたします。

II 法テラス群馬法律事務所

1 群馬県

群馬県は、中毛の前橋市、西毛の高崎市を2つの中心とした県であり、地形は上毛かるたに「つる舞う形の群馬県」とうたわれるように空に舞う「鶴」の形によく似ています。全国的には、草津、伊香保などの温泉や世界遺産である富岡製糸場が有名です。

既にお気づきのとおり、群馬県では、県内を地域ごとに中毛、西

毛、東毛、北毛と「毛」¹⁾をつけて呼びます。

2 弁護士会

群馬弁護士会の会員数は300人を超えたところです。

本会の弁護士会館は前橋にあり、高崎支部、太田支部の2つの支部があります。

3 法テラス群馬法律事務所

法テラス群馬法律事務所は、前橋市に所在する地方事務所とドアを隔てた隣にあり、定員は弁護士2名、事務員2名となっています。ただ、最近1年程度は、人員不足で事務員の確保ができておらず、事務員は1名体制です。

本所併設型事務所は扶助・国選対応事務所であるため、扱う事件は民事法律扶助事件、国選事件、日弁連委託援助事件、震災法律援助業務に限定されています。

4 常勤弁護士の活動

(1) 民事事件・家事事件

事件の入口である法律相談は2種類です。

1つは民事法律扶助での法律相談です。地方事務所でのセンター相談を契約弁護士である会員と同じ割合で担当しています。また、地方事務所に依頼のあった出張相談のうち、刑務所入所者、精神病院の入院患者など契約弁護士には

比較的小さいしにくい案件を担当することもあります。

もう1つは弁護士会経由の法律相談です。弁護士会、市役所、委員会活動としての法律相談等があり、一会員として担当しています。

本所併設型法律事務所です。契約できる事件は、ルール上、民事法律扶助又は日弁連委託援助、震災法律援助業務に限られますので、それ以外の事件はお断りし、他の会員にお願いするよう案内しています。

事件の種類としては債務整理、家事事件が比較的多いですが、手持ち事件は20件に満たないので事件数は少ないかと思えます。

(2) 刑事事件

弁護士会作成の名簿に他の会員と区別なく載っています。

私選弁護契約ができないほかは、他の会員と同じです。不当逮捕事件で共犯とされる者の私選弁護が必要となった際には、他の会員にお願いしたことがあります。

(3) 弁護士会の業務

弁護士会の活動には、積極的に参加するようにしています。

現在、群馬県において北関東初の子どもシェルターを開所する準備に邁進しており、本号発行時には開所している予定です。

1) 一説では、「毛」というのは五穀を意味しており、穀物が豊かに実る良い土地を示しているといわれています。

外国人の権利問題対策委員会では、会員が無償で応じていたワンストップセンターからの要請に対して民事法律扶助で対応可能となるよう、ワンストップセンターを指定相談場所とするための準備を行っております。

いずれも、法テラスの常勤弁護士という立場を利用することはありますが、あくまで一会員としての活動です。

(4) 司法ソーシャルワーク

地域によって「司法ソーシャルワーク」の状況は異なり、市役所等と常時連携している地域もあれば、特段の活動を行っていない地域もあります。

法テラス群馬法律事務所では、現在のところ、特段の活動を行っていません。個別に講演が求められた際や事件ごとに必要に応じて連携する程度です。

今後は、弁護士会と競合しない分野で地域のニーズに応じていく活動をし、業務となるのであれば、2名の常勤弁護士だけで対応できる範囲は限られますので、弁護士会の活動につなげていきたいと思っています。具体的には、過去の地方協議会のアンケートにおいて、地域包括支援センターの方から生活困窮者の債務や生活保護利用者が所有する不動産への対応に困難を抱えている様子などがうかがえますので、ニーズをお伺いして応えていく活動を始めます。

III 地域差

私は、本所併設型の法テラス愛知法律事務所にも赴任しております。事務所の体制は群馬と同じ弁護士2名、事務員2名です。

赴任当時、民事・家事についての入口は群馬と同様であり、刑事については一般の国選弁護人名簿には載っておらず、地方事務所か

ら会員に連絡がつかない場合に代わりに担当するなどしていました。伝統的に地方事務所でのセンター相談は月2回でしたので、相談件数はそこそこあったかと思っています。

会務は、主に刑事弁護委員会、高齢者・障害者総合支援センター運営委員会、子どもの権利委員会で活動しておりました。実働としては、子どもの権利委員会の小中学生向けのいじめ予防出張授業の担当者としての活動が多かったかと思っています。

愛知での司法ソーシャルワークの性格を持った活動としては、前任の常勤弁護士が弁護士会の活動として始めた触法障がい者支援の勉強会への参加、私と同時期に法テラス愛知に赴任していたもう1人の常勤弁護士が開始した定時制高校での出前授業などをしておりました。

愛知では、高齢者や障がい者については高齢者・障害者総合支援センター運営委員会が、刑務所入所者については刑事処遇に関する委員会が出張相談に協力していたため、群馬では、より出張相談が多いことを除けば、スタッフ弁護士の業務の種類にそれほど大きな違いは感じません(自動車を運転する機会は圧倒的に増えました)。

IV 法テラスの法律事務所がない県の会員の皆様に

法テラスによって民業圧迫になる、という話を聞きます。

しかし、(民事法律扶助の弁護士費用についてはともかく、)常勤弁護士が1人、2人増えるというのは、(比較的若手の)会員が1人、2人増えることと変わらないと思います。弁護士会と法テラスが事件の入口で協議することにより、常勤弁護士が受任する事件は大きく調整されます。私自身の経験からも、法テラスの弁護士が原告・申立人側の代理人となることで被告・相手方側の会員の業務を増やすこともあります。刑事事件で、共犯者とされた方の私選弁護をお願いすることもあります。

会務の担い手として、仕事として成り立ちにくい事件の担い手として、行政機関などとの連携の担い手として、1県に1事務所いかがでしょうか。



反貧困ネットワークの太田市での年末相談会の食料配布

まじめに 地道に 少し辛口で

前橋は、全国の県庁所在地の公示地価で上位とは言えず、首都圏都市部と比較すると繁栄しているとは言い難い街ですが、佐藤さんはそんな中でも活発に動いています。子どもシェルターの立ち上げ、外国人ワンストップセンター開設への関与のほか、子ども食堂のお手伝いもしています。

地元の前橋刑務所の受刑者からの人権相談は重要課題であるため、苦勞も多いかと思います。しかし、佐藤さんはまるでストレスを感じないかのように、ひょうひょうと出かけています。一方、佐藤さんの発言はふだんから辛口。法テラスや弁護士会で何となく永年続いていることについても遠慮なく疑問を呈し、それが結構、改善につながっています。

これからも、丸くならずに、新しい分野を切り開いてくれるといいですね。

From 鈴木 克昌(群馬弁護士会会員)